

公文書公開請求書

年 月 日

京都地方税機構広域連合長 様
郵便番号
請求者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地)

連絡先
(法人その他の団体にあっては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先)
電話番号() -

京都地方税機構情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

1 請求する公文書の件名又は内容	
2 求めようとする公開の方法 〔該当するものを〕 ○印で囲んでください。	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送
3 事案の移送の可否 〔事案の移送についての可否を○印で囲んでください。〕	(1) 可 (2) 否

備考 3の欄の「事案の移送」とは、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなど他の実施機関において公開決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、公文書公開請求書を移送することをいいます。

※ 受付	年 月 日	年 月 日
	場 所	
	担 当 課 等	
※ 備考		

※印欄は、記入しないでください。

公文書公開決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開することと決定したので、京都地方税機構情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 公文書の公開の日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
3 公文書の公開の場所	
4 担当課等	電話番号 () -
5 備考	

- 備考
- 1

指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。
- 2

公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示ください。

公文書部分公開決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公文書の一部の公開を
することと決定したので、京都地方税機構情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

1 公文書の件名		
2 公文書の公開の日時		午前 年 月 日 () 時 分 午後
3 公文書公開の場所		
4 公文書の公開 をしない部分の 概要及びその理 由	概 要	
	理 由	京都地方税機構情報公開条例第7条第 号該当
5 公文書の一部の公開をしな い理由が消滅する期日		
6 担 当 課 等		電話番号 () —
7 備 考		

備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 5の欄は、請求に係る公文書の一部の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書非公開決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都地方税機構情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

1 公 文 書 の 件 名	
2 公文書の公開をしない理由	京都地方税機構情報公開条例第 7 条第 号該当
3 公文書の公開をしない理由 が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号（ ） ー
5 備 考	

備考 3 の欄は、請求に係る公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

（教示） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都地方税機構情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公文書の公開請求を拒否する理由	京都地方税機構情報公開条例第10条該当
3 公文書の公開請求を拒否する理由が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号（ ） —
5 備 考	

備考 3の欄は、請求に係る公文書の公開の請求を拒否する理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

（教示） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書非公開決定通知書（不存在等）

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都地方税機構情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公文書の公開をしない理由	
3 担 当 課 等	電話番号（ ） —
4 備 考	

（教示） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書公開決定等期間延長通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



年 月 日付けで請求の公文書の公開については、京都地方税機構情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等をする期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 当初の公開決定等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 延長後の公開決定等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 延 長 の 理 由	
5 担 当 課 等	電話番号（ ） —
6 備 考	

公文書公開決定等の期限の特例通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり京都地方税機構情報公開
条例第 13 条第 1 項の規定を適用することとしたので通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 当初の公開決定等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 1 の公文書のうち相当の 部分についての公開決定等 の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 残りの公文書について公 開決定等をする期限	年 月 日
5 京都地方税機構情報公開 条例第 13 条第 1 項を適用 する理由	
6 担 当 課 等	電話番号（ ） ー
7 備 考	

事 案 の 移 送 通 知 書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



年 月 日付けで請求の公文書の公開については、京都地方税機構情報公開条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり事案の移送をしたので通知します。

1 公文書の件名又は内容		
2 移 送 を し た 日		年 月 日
3 移 送 を し た 理 由		
4 移 送 元 の 実 施 機 関 の 担 当 課 等		電話番号 () ー
5 移 送 先	実 施 機 関	
	担 当 課 等	電話番号 () ー
6 備 考		

備考 公文書の公開については、5 の欄に記載の移送先の実施機関において決定することとなります。
不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

公文書の公開決定に係る意見照会書

番 号
年 月 日

様

課長 印

京都地方税機構情報公開条例第 5 条の規定により公開請求のありました公文書に、次のとおりあなた（貴社）に関する情報が記録されています。

つきましては、公開請求に係る公文書について、次の理由により公開決定をしようとすることに對し、京都地方税機構情報公開条例第 15 条第 2 項の規定により意見書を提出することができますので、意見書を提出される場合は、公開決定に対する意見を具体的に記入の上、 年 月 日までに提出くださるようお願いいたします。

1 公文書の件名	
2 あなた（貴社）に関する情報の内容	
3 公開決定をしようとする理由	京都地方税機構情報公開条例第 条（第 号ただし書）該当
4 担当課等	電話番号（ ） —
5 備考	

第三者情報公開決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



あなた（貴社）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、京都地方税機構情報公開条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。

1 公 文 書 の 件 名	
2 あなた（貴社）に関する 情報の内容	
3 公 開 決 定 の 日	年 月 日（ ）
4 公開決定をした理由	
5 公文書の公開の日時	午前 年 月 日（ ） 時 分 午後
6 担 当 課 等	電話番号（ ） —
7 備 考	

（教示） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。ただし、公文書の公開の日時までに関し、京都地方税機構広域連合長に対し、公文書の公開の停止の申立てがないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、公文書の公開の日時までに関し、裁判所に執行の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は、公開されますので御承知ください。

京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長 印

年 月 日付け 番 号の公開決定等に対する審査請求については、京都地方税機構情報公開条例第 19 条第 1 項の規定により京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課等	電話番号（ ） —

審査請求に対する裁決に基づく公開実施日等通知書

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



あなた（貴社）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり公開することと裁決しましたので、京都地方税機構情報公開条例第 20 条において準用する同条第 15 条第 3 項の規定により通知します。

1 公 文 書 の 件 名	
2 あなた（貴社）に関する 情報の内容	
3 公開する旨の裁決等の日	年 月 日（ ）
4 公開する旨の裁決等をした 理由	
5 公文書の公開の日時	午前 年 月 日（ ） 時 分 午後
6 担 当 課 等	電話番号（ ） ー
7 備 考	